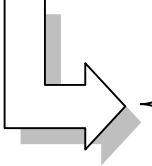


パートの社会保険加入要件は？



1日5時間労働でも社会保険加入は必須か？

社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入要件

- 
- ・法人の正社員
 - ・労働時間が所定労働時間の3/4以上であるパート・アルバイト
(○ 時間以上は必須という具体的数値は存在しない。)

目安所定労働日数
21日/月で月16日
以上、所定労働時
間8時間/1日で1
日6時間以上。

Q 正社員の労働時間が6時間の会社で5時間労働のパートAさんは加入必須か？

Aさんは正社員の労働時間に比べ3/4以上の労働をしている。
法令に基づけば、5時間でも3/4以上なので加入必須である。
しかし、会社負担もきついし、何よりも従業員本人の少ない給与から社会保険料を引かれるのは可愛そうだ！

実務上の対策！

これでは本人の手取りも少なくなり、会社負担も増える。
このような場合は1日8時間の3/4以上。つまり、6時間以上の者を加入させておくのが合理的。
社会保険事務所の調査官によっては、それでも加入を強制する場合がある。
その場合は向こう3ヶ月の労働時間を実際に減らすことを約束して社会保険加入を回避し
後日タイムカードを提出することにする